

## ＜用語の定義＞

## ○緊急に対策の検討が必要な踏切：

以下の基準に合致する踏切（「開かずの踏切」、「自動車ボトルネック踏切」、「歩行者ボトルネック踏切」、「歩道が狭隘な踏切」、「事故多発踏切」、「通学路要対策踏切」）

## ○開かずの踏切（踏切道改良促進法施行規則 第二条第三号に該当）：

ピーク時間の遮断時間が 40 分／時以上の踏切

## ○自動車と歩行者のボトルネック踏切（踏切道改良促進法施行規則 第二条第一号、二号に該当）：

自動車と歩行者の交通量が多く、渋滞や歩行者の滞留が多く発生している踏切

自動車ボトルネック踏切と歩行者ボトルネック踏切からなる

## ・自動車ボトルネック踏切：

一日の踏切自動車交通遮断量<sup>\*1</sup> が 5 万以上の踏切

## ・歩行者ボトルネック踏切：

一日あたりの踏切自動車交通遮断量と踏切歩行者等交通遮断量<sup>\*2</sup>の和が 5 万

以上かつ一日あたりの踏切歩行者等交通遮断量が 2 万以上の踏切

\* 1：踏切自動車交通遮断量＝自動車交通量×踏切遮断時間

\* 2：踏切歩行者等交通遮断量＝歩行者および自転車の交通量×踏切遮断時間

## ○歩道が狭隘な踏切（踏切道改良促進法施行規則 第二条第四号、五号に該当）：

1) 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので

次のいずれにも該当する踏切

・踏切道に接続する道路の幅員が 5.5m 以上

・踏切道における歩道の幅員と踏切道に接続する道路の歩道の幅員との差が 1.0m 以上のもの

・踏切道における自動車の一日当たりの交通量が 1,000 台（通学路では 500 台）以上

・踏切道における歩行者及び自転車の一日当たりの交通量が 100 人（通学路では 40 人）以上

2) 踏切道における歩道の幅員が踏切道に接続する道路の歩道の幅員未満のもので

次のいずれにも該当する踏切

・踏切道の幅員が 5.5 メートル未満

・踏切道の幅員と踏切道に接続する道路の幅員との差が 2.0 メートル以上のもの

・踏切道における自動車の一日当たりの交通量が 1,000 台（通学路では 500 台）以上

・踏切道における歩行者及び自転車の一日当たりの交通量が 100 人（通学路では 40 人）以上

## ○事故多発踏切（踏切道改良促進法施行規則 第二条第七号に該当）：

・直近の 5 年間に於いて 2 回以上の事故が発生した踏切

## ○通学路要対策踏切（踏切道改良促進法施行規則 第二条第八号に該当）：

・通学路であるものであって通学路交通安全プログラムに位置づけられ、通行の安全を特に確保する必要がある踏切